

平成19年産
から

農業政策が変わります

「経営所得安定対策等大綱」が制定

これまでの農業政策を根本から見直した「経営所得安定対策等大綱」が決定され、平成19年産から制度が導入されます。

これは、高齢化、後継者不足による担い手の不足や耕作放棄地の増加で農地が減少するなど、地域農業の生産基盤を維持することが困難になっていることを受け、地域における担い手づくりを後押しする政策となっています。

＝経営所得安定対策等大綱＝

■品目横断的経営安定対策 ～所得対策～

国がこれまで全農家を対象として作物ごとの価格に着目してきた政策から、「担い手」に絞り込み、経営全体に着目した対策。

【対象者】

- ① 4 畝以上の経営規模の認定農業者
- ② 20 畝以上の経営規模の特定農業団体と同様の要件を満たす組織（一定の条件を備える集落営農組織など）

【内容】

- ① 諸外国との生産条件格差を是正（生産条件格差是正対策）
（対象品目：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）
- ② 収入の変動を緩和（収入変動緩和対策）
（対象品目：米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）

【問い合わせ】

産業経済部農林振興課 ☎0220 (34) 2716
各総合支所産業建設課

■米政策改革推進対策 ～生産調整対策～

米の生産調整支援策を見直した対策。

【対象者】

生産調整実施全農家

【内容】

- ① これまでの産地づくり交付金は、新産地づくり交付金として継続
- ② 担い手以外の生産者に対して米価下落緩和対策
- ③ これまでの集荷円滑化対策（過剰米の区分保管処理）は継続
- ④ 農業者・農業団体が主体となる新たな需給調整システムへの移行

【問い合わせ】

産業経済部農産園芸課 ☎0220 (34) 2713
各総合支所産業建設課

■農地・水・環境保全向上対策 ～資源・環境保全対策～

農地、農業用水などの保全向上と環境保全に向けた先進的営農活動を行い、地域ぐるみでの効果が高い共同活動を支援する対策。

【対象者】

集落などの地域共同体

【内容】

- ① 地域ぐるみの効果の高い共同活動に対し、活動組織内の農地面積に応じて支援
- ② 農業者ぐるみで環境保全に向けた先進的な営農活動を支援

【問い合わせ】

産業経済部農村整備課 ☎0220 (34) 2709
各総合支所産業建設課



※市では国の示す政策を検討するため、1月に「登米市経営所得安定対策等推進本部」を設置するとともに、各町域の認定農業者や行政区長などを対象に説明会を実施しました。

※詳しい内容については、上記に掲載した担当課へ問い合わせください。

1 障害者自立支援法によるサービスの種類

- 自立支援給付（福祉サービス 4月から）
 - ① 介護給付
療養介護、居宅介護、生活介護、短期入所など。
 - ② 訓練等給付
自立訓練、就労支援、共同生活援助（グループホーム）など。
- 自立支援医療（公費負担医療 4月から）
更生医療、育成医療、精神通院公費
- 補装具給付（10月から）
新しい品目・基準額になります。
- 地域生活支援事業（10月から）
市が行う障害者などの自立支援のための事業（相談支援、日常生活用具、コミュニケーション支援など）。

2 利用者負担

- 障害の種類で異なっていた負担のしくみが統一されます。
- 所得に応じた負担から、原則として利用するサービス量に応じた**定率負担（費用の1割負担）**へと変わります。
- 訓練等給付に対する**食費や光熱水費などは実費で負担**していただきます。
- 負担が高額にならないよう、所得区分ごとに月額負担金額上限を設定します（**定率負担の上限**）。
- 低所得の方に対して減免措置などがあり、負担が軽減されます。
- 同一世帯で障害福祉サービスの負担額を合算し、サービスごとに決められた月額上限を超えた分は償還されます（**高額障害福祉サービス費**）。

3 変更の時期・今後の手続き

新しい利用者負担は、平成18年4月から変更されます。現在すでに該当する福祉サービス・医療を利用している方には、今後それぞれご案内しますので手続きをお願いします。

また、障害の種類ごとに分けられていた施設や事業は、機能・目的別に再編され、平成18年10月から変更されます。

4 説明会の開催

障害者自立支援法による制度の説明会を開催します。

障害のある方や現在障害福祉サービスを利用されている方は、最寄りの会場に出席してください。

地区	開催日	開始時間	会場
迫	2月13日（月）	午前10時～	迫公民館軽運動場
登米	2月13日（月）	午後1時30分～	登米総合支所101会議室
東和	2月14日（火）	午前10時～	東和地域福祉センター研修室
中田	2月14日（火）	午後1時30分～	中田保健福祉会館研修室
豊里	2月15日（水）	午前10時～	豊里健康管理センターホール
米山	2月15日（水）	午後1時30分～	中津山公民館多目的ホール
石越	2月16日（木）	午前10時～	石越総合支所2階多目的ホール
南方	2月16日（木）	午後1時30分～	南方公民館ホール
津山	2月17日（金）	午後1時30分～	津山老人福祉センター集会室

5 問い合わせ

福祉事務所社会福祉課障害福祉係 ☎ 0220 (58) 5551 FAX 0220 (58) 2375
各総合支所市民福祉課福祉係

みんなで支え合う

この制度は、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すための新しい仕組みです。これにより、障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療が提供されることとなります。

障害者自立支援法による 新しい制度がスタートします